

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十五日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

## 奈良県人事委員会規則第八号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の新用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條」を「第二十二條の三」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

条件付採用期間は、任命の日から起算して六月間とする。

第十一条に次の一項を加える。

3 法第二十二條の二第一項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）に対する第一項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは「一月間」とする。

第十二條に次の一項を加える。

2 会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項ただし書中「二年」とあるのは「当該職員の任期」と、同項第一号中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」とする。

第十三條中「次に掲げる場合においては、それぞれ人事委員会の承認を得て」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは」に、「において、第一号の規定により臨時的任用を行おうとするときは、その」を「においては、法第二十二條の三第一項前段に規定する人事委員会の」に改める。

第十四條中「、人事委員会の承認を得て」を削り、「において、前条第二号の規定による臨時的任用の期間の更新については、その」を「においては、法第二十二條の三第一項後段に規定する人事委員会の」に改める。

## 附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。